

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年10月2日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課
	課長 若月 知宏
	主任賃金指導官 高垣 義亘
	賃金指導官 青木 美穂
電 話	03-3512-1614

東京都最低賃金は10月3日から 時間額1,226円になります

- 1 東京労働局長（局長 増田 嗣郎）が、時間額1,226円に改正決定した東京都最低賃金（地域別最低賃金）は、令和7年10月3日から効力が発生します。
- 2 東京労働局では、令和7年9月3日から10月31日を「令和7年度東京労働局最低賃金・各種助成金周知強化期間実施要綱～ちゃんとチェック！さいちんキャンペーン（TOKYO1226）～」と位置づけ、最低賃金額の改正について周知を徹底するとともに、生産性の向上等により事業場内最低賃金額を引き上げやすい環境を整備するため、各種助成金の利用促進について集中的取組を推進しています（別添1参照）。
- 3 都内で事業を営む使用者が、効力発生後の労働に対し、東京都最低賃金である時間額1,226円以上の賃金を支払わないことは、最低賃金法違反となります。
今後、引き続き改正後の東京都最低賃金額の周知徹底に取り組むとともに、都内各労働基準監督署において監督指導を実施すること等により、履行確保を図ることとしています。

1 最低賃金について

(1) 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

(2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

2 過去10年間の改正状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
引上げ額	19円	25円	26円	27円	28円
引上げ率	2.14%	2.76%	2.79%	2.82%	2.84%
時間額	907円	932円	958円	985円	1,013円

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
引上げ額	0円	28円	31円	41円	50円
引上げ率	0.00%	2.76%	2.98%	3.82%	4.49%
時間額	1,013円	1,041円	1,072円	1,113円	1,163円

3 関係法令

○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

4 厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金及び賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援を実施しています。

① 「賃上げ」支援助成金パッケージ（別添2リーフレット参照）

「賃上げ」支援助成金パッケージに掲載の助成金のポイントを簡単にまとめています。各種助成金に関するお問い合わせは、東京働き方改革推進支援センター（電話 0120 - 232 - 865）にお尋ねください。

② 「東京働き方改革推進支援センター」(別添3リーフレット参照)

厚生労働省委託事業として、「東京働き方改革推進支援センター」(電話 0120 - 232 - 865) を開設し、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者等を中心に、生産性向上による賃金引上げ、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、人手不足の緩和等の取組を支援するため、専門家による相談対応(電話・メール・対面・訪問) や出張相談会・セミナー等を実施しています。